

# 介護予防・日常生活支援総合事業における 指定第一号訪問事業(訪問型サービス)運営規程

## ユナイテッドケアサービス運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 K ブリッジが開設するユナイテッドケアサービス(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における指定第一号訪問事業(以下「訪問型サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態等にある利用者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた訪問介護計画を作成するとともに、訪問介護計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を第一号介護予防支援を行う者へ報告することとする。
  - 3 訪問型サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ユナイテッドケアサービス
- ② 所在地 岐阜市加納清水町1丁目43

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	備 考
管理者	介護福祉士	訪問介護員兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	訪問介護員兼務
訪問介護員等	看護師	
	介護福祉士	訪問介護員
	ヘルパー2級	訪問介護員

#### (1) 管理者(訪問介護員兼務) 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

#### (2) サービス提供責任者(訪問介護員兼務) 3人以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画書の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等第一号介護予防支援を行う者との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算 3人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 24時間
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)…1週に1回程度(事業対象者,要支援1・2)/1月につき
- ② 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)…1週に2回程度(事業対象者,要支援1・2)/1月につき
- ③ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合(事業対象者,要支援2)/1月につき
- ④ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)…1週に1回程度(事業対象者,要支援1・2)/1回につき  
(1月の中で全部で4回まで)
- ⑤ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)…1週に2回程度(事業対象者,要支援1・2)/1回につき  
(1月の中で全部で5回から8回まで)
- ⑥ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)…1週に2回を超えた場合(事業対象者,要支援2)/1回につき  
(1月の中で全部で9回から12回まで)
- ⑦ 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)…20分未満(事業対象者,要支援1・2)/1回につき  
(1月につき22回まで)

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、30円/km
- ② 買い物等を行う際に自動車を使用した場合、30円/km

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者には病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくな

った後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Kブリッジと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第10条 提供した指定訪問介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第11条 本事業所は、いかなる場合にも、自分の地位や立場を利用して性的な関係を強要する(セクシャルハラスメント)、上位の職員が下位の職員に対して、精神的な圧力をかけたり、不平等な労働を強要することを固く禁ずる。

2 ハラスメント防止に関する事項は「就業規則」を作成し、遵守するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第13条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 5 月 3 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 元年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 元年 10 月 15 日から施行する。  
この規程は、令和 元年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。  
この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。  
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。